

府中市地域維持型共同企業体試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の維持管理に不可欠な事業について、地域の企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保することを目的として、工事ごとに結成される地域維持型共同企業体（以下「共同企業体」という。）の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、共同企業体とは、特定の地域保全型工事ごとに自主的に結成される共同企業体をいう。

(構成員数)

第3条 共同企業体を構成する構成員の数は2者以上10者程度とする。

(形態及び出資割合等)

第4条 共同企業体は、次に掲げる形態のいずれかとする。

(1) 甲型（共同施工方式） 構成員が一体となって工事を施工する方式

(2) 乙型（分担施工方式） 構成員がそれぞれ分担工事を施工する形態

2 共同企業体の出資割合等は、次のとおりとする。

(1) 甲型の場合

ア 各構成員の出資割合を定めるものとし、当該出資割合は、各構成員の工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとする。

イ 各構成員の出資割合は、構成員数での均等に除した比率の10分の6以上とする。

ウ 代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(2) 乙型の場合

ア 出資割合は定めず、分担する工区（区域）を定めるものとする。

イ 分担する工区（区域）のない者を構成員としてはならない。

(構成員の組み合わせ及び要件)

第5条 構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 建設工事等入札参加資格審査事務処理要領第8条に規定する市内業者であること。

(2) 共同企業体として、いずれかの構成員が、「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」かつ「ほ装」の入札参加資格を有していること。

(3) 構成員は、「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」又は「ほ装」のいずれかの入札参加資格を有していること。

- (4) 構成員は、過去1年間に、府中市地域保全型工事の受注実績があること。
 - (5) 共同企業体は、対象工事に対応する許可業種に係る主任技術者を対象工事現場毎に配置できること。
 - (6) 前5号のほか、地域要件を当該入札公告等で定める場合は、その地域要件の区域内に営業所を有していること。
- 2 構成員は、複数の共同企業体の構成員になることはできないものとする。ただし、対象工事の存続期間中であっても工期が重複しない工事に係る共同企業体の申請は行えるものとする。
- 3 建設工事に係る経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体を構成している者も、単独で共同企業体の構成員として参加することができる。

(資格申請)

第6条 共同企業体が入札に参加しようとする場合は、次に定める書類を市長に提出するものとする。なお、構成員に変更があった場合は、その都度変更申請書及び変更協定書を市長に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 地域維持型共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 地域維持型共同企業体協定書（様式第2号）
- (3) 地域維持型共同企業体入札参加資格の審査関係書類

(共同企業体の入札参加資格)

第7条 共同企業体の入札参加資格については、府中市建設工事入札参加資格等審査会の議を経て、市長が有資格者と認定する。

(存続期間等)

第8条 対象工事に係る請負契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該契約の履行後、発注者の承諾を得るまでの間は、解散することができない。また、当該工事について、かし担保責任がある場合は、解散後においても、各構成員は共同連携してその責を負うものとする。

- 2 対象工事の入札への参加のために結成された共同企業体のうち、当該工事に係る請負契約の相手方とならなかった者は、当該工事にかかる請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

地域維持型共同企業体入札参加資格審査申請書（甲）

平成 年 月 日

府 中 市 長 様

申請者（共同企業体名）

代表者 住所
商号又は名称
代表者名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

このたび、連帯責任によって請負契約の共同施工を行うため、
代表者とする
地域維持型共同企業体を結成し、府中市が発注する
工事の入札に参加したいので、別添書類を添えて入札参加資格の
審査を申請します。また、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事
実と相違ないことを誓約します

〈添付書類〉

地域維持型共同企業体協定書（様式第2号）

地域維持型共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）府中市（以下「発注者」という。）の発注に係る 工事
（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。）以下「建設工事」という。）の
請負
（2）前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 地域維持型共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承諾を得るまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

市 町 番地

市 町 番地

市 町 番地

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

- 2 前項の代表者の退任の場合は、当企業体は、新代表者を選任して、これを発注者に通知するものとする。
3 前項の通知前に従前の代表者が建設工事に関し、なした行為については、当企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、次の権限を有するものとする。

- （1）発注者及び監督官庁等と折衝する権限
（2）請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求、受領に関する権限
（3）当企業体に属する財産を管理する権限

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体は第4条第1項に規定する解散の日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、

決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

平成 年 月 日

印

印

印

地域維持型共同企業体入札参加資格審査申請書（乙）

平成 年 月 日

府 中 市 長 様

申請者（共同企業体名）

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

このたび、連帯責任によって請負契約の分担施工を行うため、
代表者とする
地域維持型共同企業体を結成し、府中市が発注する
工事の入札に参加したいので、別添書類を添えて入札参加資格の
審査を申請します。また、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事
実と相違ないことを誓約します

〈添付書類〉

地域維持型共同企業体協定書（様式第2号）

地域維持型共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）府中市（以下「発注者」という。）の発注に係る 工事
（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。）以下「建設工事」という。）の
請負
（2）前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 地域維持型共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承諾を得るまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

市 町 番地

市 町 番地

市 町 番地

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

- 2 前項の代表者の退任の場合は、当企業体は、新代表者を選任して、これを発注者に通知するものとする。
3 前項の通知前に従前の代表者が建設工事に関し、なした行為については、当企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、次の権限を有するものとする。

- （1）発注者及び監督官庁等と折衝する権限
（2）請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求、受領に関する権限
（3）当企業体に属する財産を管理する権限

(分担工事額)

第8条 各構成員の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部について発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

分 担	構成員名

2 前項に規定する分担工事の価額については、運営委員会で定めるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表等によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体は第4条第1項に規定する解散の日まで脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合に

においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 地域維持型共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

平成 年 月 日

印

印

印